

岩手県労働者等生活安定支援資金に関するお問い合わせ、お申し込みは
東北労働金庫岩手県本部又は東北労働金庫県内各支店へ

東北労働金庫岩手県本部

フリーダイヤル ☎0120-1919-62

取り扱い金融機関 東北労働金庫（岩手県内の各支店）

盛岡支店	盛岡市長田町6番7号	→019-629-1111
盛岡北支店	盛岡市西青山二丁目18番55号	→019-646-3000
二戸支店	二戸市石切所字川原60番2	→0195-25-4911
花巻支店	花巻市大通り一丁目9番25	→0198-23-6241
遠野支店	遠野市中央通り4番3号	→0198-62-2020
宮古支店	宮古市和見町8番37号	→0193-62-6843
大船渡支店	大船渡市大船渡町字笹崎250番7	→0192-27-6110
北上支店	北上市大通り四丁目1番25号	→0197-64-2225
奥州支店	奥州市水沢佐倉河字後樋78番地2	→0197-24-7722
一関支店	一関市三関字神田17番1号	→0191-23-4540
久慈支店	久慈市新中の橋第37地割60番地2	→0194-52-4700
釜石支店	釜石市中妻町二丁目1番7号	→0193-25-2311

岩手県の労働相談窓口

県内の各広域振興局等において労働相談を受け付けています。
※支援資金については直接東北労働金庫窓口にご相談ください。

盛岡広域振興局	→019-629-6512	大船渡地域振興センター	→0192-27-9911
県南広域振興局	→0197-48-2421	宮古地域振興センター	→0193-64-2211
沿岸広域振興局	→0193-25-2701	二戸地域振興センター	→0195-23-9201
県北広域振興局	→0194-53-4981		

岩手県 労働者等生活安定支援資金

ご案内



岩手県

記載内容は令和5年9月現在のものです

利用できる方 -全ての条件を満たす方に限ります-

企業の倒産若しくは事業の不振や縮小、又は雇い止めなど事業主の都合により離職した方で、次の全ての条件を満たす方です。

ただし、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された方を除きます。

- 離職後1年以内であって、求職活動(公共職業安定所への求職の申し込み)を行っている方
- 原則として県内に1年以上居住している方
(雇い止め等によって県内に帰省してきた方の場合は、原則として帰省する直前の居住地で1年以上居住していた方)
- 離職時の事業所に1年以上勤務していた方
- 公共職業安定所から雇用保険受給資格者証の交付を受けている方
(既に基本手当の所定給付日数の受給を終了している場合は、終了してから6ヶ月以内の方)

融資の条件

融資限度額

100万円

融資利率

年1.25%

(保証料は労金が負担します。)

- 返済期間 10年以内(1年以内の据置期間を設定できます)
- 保証人 東北労働金庫の定めによる
- 信用保証 (一社)日本労働者信用基金協会の信用保証
- 返済方法 元利均等月賦返済

申し込みに必要な書類

- 借入申込書兼保証依頼書(東北労働金庫窓口に設置)
- 身分証明書(運転免許証など)
- 住民票謄本
- 雇用保険受給資格者証
- 離職理由証明願
- 求職者受付票
- など

当該貸付制度は、岩手県と東北労働金庫が業務を提携して実施している制度です

融資の審査は、必要な書類が揃い次第、速やかに実施します

利用できる方 -全ての条件を満たす方に限ります-

- 育児・介護休業期間中、又は育児・介護休業期間終了後6ヶ月以内で、当該事業主との雇用関係が継続している方
(※妊娠中の方で、育児休業を取得する予定の方も利用できます)
- 育児・介護休業を申し出た事業主に、1年以上雇用されていた方
- 融資申込日において、県内に居住又は県内事業所に雇用されている方



融資の条件

融資限度額

100万円

融資利率

年1.25%

(保証料は労金が負担します。)

- 返済期間 7年以内(1年以内、又は休業期間中の据置期間を設定できます)
- 保証人 東北労働金庫の定めによる
- 信用保証 (一社)日本労働者信用基金協会の信用保証
- 返済方法 元利均等月賦返済(ボーナス払い併用可)

申し込みに必要な書類

- 借入申込書(東北労働金庫窓口に設置)
- 育児・介護休業取得証明書
- 身分証明書(運転免許証など)
- 健康保険証の写し
- 所得証明書
- など

- 融資に関するお問い合わせは

東北労働金庫岩手県本部 フリーダイヤル ☎0120-1919-62

または、**東北労働金庫県内各支店**までご連絡ください。